

介護老人保健施設 ろうけん大楠運営規程

(施設の目的)

第1条 医療法人拓和会が開設する介護老人保健施設ろうけん大楠（以下「当施設」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の従業者が要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な介護保健施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 ろうけん大楠
- (2) 所在地 鹿児島県姶良市蒲生町下久徳 1249-1
- (3) 開設年月日 平成 17 年 12 月 1 日
- (4) 介護保険指定番号 4652880081

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

医師	1名（常勤・非常勤）以上	診察・状態観察
薬剤師	1名（非常勤）以上	薬剤管理
看護職員	6名（常勤・非常勤）以上	健康管理
介護職員	16名（常勤・非常勤）以上	介護業務
支援相談員	2名（常勤）以上	相談業務
理学療法士等	1名（常勤）以上	機能訓練等
管理栄養士又は栄養士	1名（常勤）以上	栄養管理、食事相談
介護支援専門員	1名（常勤）以上	ケアプラン作成業務
事務職員等	1名（常勤）以上	介護業務・一般業務等

(入所定員)

第5条 当施設における入所定員は、66名とする。

(入所者に対する介護保健施設サービスの内容)

第6条 当施設のサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設介護サービス計画に基づく、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練。
- (2) その他、必要な医療並びに日常生活上の世話
- (3) 要介護保険認定申請等に係る代行業務
- (4) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理

(利用者負担の額)

第7条 利用者負担の額は以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費・利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、理美容代・行事費・私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払を受ける。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 当施設利用時の留意すべき事項は別紙とし、費用を徴収する場合には利用者又はその家族に事前に説明した上で同意を受けることとする。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に関しては当施設で定めてある消防計画によるものとし、年2回避難訓練を行う。

- 2 避難訓練の実施に当っては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

- 2 当施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 5 利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 6 前5項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録をするものとする。
- 7 利用者に対する当施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(職員の服務規律)

第15条 当施設職員は、介護保健関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第16条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(職員の勤務条件)

第17条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人拓和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第18条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第19条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

第20条 提供した介護保健施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した介護保健施設サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 提供した介護保健施設サービスに関する、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う、介護保険法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(記録の整備)

第21条 当施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 当施設は、利用者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 施設サービス計画
 - (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうか、についての検討の内容等の記録
 - (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (4) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (5) 市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等の記録
 - (7) 事故等の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(ハラスメントの防止・対応)

第22条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、職員が利用者又は利用者の家族等からハラスメントを受け、相

当と認められる場合や利用者又は利用者の家族等が当施設の指示に従わない場合はサービスの提供を制限することができる。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当施設内に掲示する。
- 3 当施設及び当施設職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。当施設は、当施設職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、当施設職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を当施設職員との雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を尊守させるものとする。

(附則)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成20年10月1日から改定施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。

この規程は、平成26年10月1日から改定施行する。

この規程は、平成29年10月25日から改定施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。

この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。